

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 4 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 10 月 27 日
至 令和 2 年 10 月 27 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 4 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 10 月 27 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
日程 4 報告第 3 号 白糠町農業委員会活動方針の策定について
日程 5 議案第 8 号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 6 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請
日程 7 議案第 10 号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 8 議案第 11 号 現況証明願

開会 午後 1 時28分

議長 これより第 4 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 9 名であります。

白糖町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
6 番 石田委員、7 番 峯田委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
10 月 1 日の白糖町功労者顕彰審査会は、役場で開催され私が出席しております。
10 月 5 日の白糖町鳥獣被害対策協議会つきましても、役場で開催され私が出席しております。
10 月 8 日の利用状況調査には私と石田委員、澁谷委員、對木委員、事務局の 5 名にて調査を実施しております。
10 月 15 日の利用状況調査には酒井委員、峯田委員、中河委員、松田委員、田代委員、事務局、町の 7 名にて調査を実施しております。
なお、後ほど現況調査につきましても、調査委員から報告していただきます。
10 月 22 日の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査には澁谷委員が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」。
下記のとおり「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」があったので報告する。
令和 2 年 10 月 27 日 提出
白糖町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別 1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。
先日、相続人であり ●●●様より相続の届け出がありましたので、

対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、対象農地の一部は賃貸借契約をしております。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

議長 報告第2号の質疑をお受けいたします。

石田委員 対象地の一部賃貸借ということなのだけど、この内容を説明してください。

斉藤主幹 地番図をご覧願いたいと思います。地番図の左半分が●●●様、右半分が●●●様になっております。

石田委員 ということは今後もこの人たちとの賃貸借契約はそのまま行われるという内容か。

斉藤主幹 双方とも解約等の申し出がありませんので、相続登記を終えて、ただ、●●●様につきましては、まず相続登記が完了しましたので、この報告承認のあと、解約、そして農業法人と再契約という流れで進めたいと思っております。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 報告第3号「白糠町農業委員会活動方針の策定」についてを議題といたします。

白糠町農業委員会活動方針策定特別委員会委員長より報告をお願いします。

酒井委員長 8番 酒井です。

報告第3号「白糠町農業委員会活動方針の策定について」

令和2年7月20日開催の第1回総会において設置された、白糠町農業委員会活動方針策定特別委員会において、第24期の白糠町農業委員会活動方針について策定したので次のとおり報告する。

令和2年10月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸 様

白糠町農業委員会活動方針策定特別委員会
委員長 酒井伸吾

それでは経過と策定内容についてご報告いたします。

令和2年7月20日開催の第1回総会において、全委員をもって設置しました、白糠町農業委員会活動方針策定特別委員会につきましては、7月20日と9月29日の2回の会議を経て、委員皆様のご意見を集約し、活動方針を策定したところであります。

実施期間につきましては、令和2年度から令和5年度までの、1期3ヵ年であり、活動方針の内容につきましては、議案のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

今後益々、委員一人一人の役割が重要になってきております。

皆様におかれましては、引き続き、農業委員活動の推進につきまして、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが特別委員会の報告といたします。

議長 報告第3号について質疑をお受けいたします。

石田委員 直接この活動方針案に関係ないかもしれませんが、今年各農業委員が改選されているのだけど、この中身を見るとやはりいろいろなかたちで取り組みの課題があると思うのだけど、今年は農業委員の研修会はどうなっているのか。

斉藤主幹 研修は例年、年内に管内で集まる研修、年を明けて札幌で活動強化研修会というのがあります。現状、北海道農業会議では開催の見通しが立たないということで、たぶん研修会自体はなくなると思われます。まだ、正式には通知はきておりませんが、研修はなくなると事務局では考えています。

石田委員 これから見通しがつかないにしても、これ何らかの方法で研修になるものを取り組む考えはないのか

斉藤主幹 地区別の研修会につきましては、まだはっきりしませんけど管内で集まる研修会があるのかどうかが見えないところがあります。たぶん北海道農業会議が主催する会議等につきましては会議の開催はないと見込んでいますが、釧路管内の研修に当たってはそういう余地があるのかどうか、そこら辺が見えない部分がありますので管内の協議会等を通して確認の上、その内容が分かり次第みなさまにお知らせしたいと思えます。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

よって、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号につきましては、報告のとおり承認いたします。

日程第5 議案第8号「合意解約通知の成立状況の確認」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第8号「合意解約通知の成立状況の確認」。

農地法第3条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和2年10月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

号別2 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

解約形態は合意解約であります。号別1の解約の事由は「賃借先を農業法人に変更するため」の解約。号別2の解約の事由は「経営規模縮小」のため解約となっております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

議長

議案第8号の質疑をお受けいたします。

(出席委員)

(なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号につきましては、原案のとおり可決いたします。

日程第6 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可

(酒井委員) それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第10号「農用地利用集積計画の作成の要請」
下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める
令和2年10月27日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
別紙のとおり
次のページをおめくり願います。
「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。
号別1であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間になります。
号別2であります。白糠町長 棚野孝夫{旧白糠町農地利用集積円滑化団体(●●●)}から 借受人 ●●●様へ年間●●●これにつきましては、●●●様からの円滑化団体への委任期間が令和5年7月4日までとなっておりますことから、この日をもって期間満了といたします。
この号別1と2につきましては、本来であれば先月の総会時に一括案件として含める予定でしたが、相続登記の完了届出が10月9日になったため、先にご審議いただいた報告、合意解約、そして再び賃貸借契約となりました。
以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

職務代理者 議案第10号について質疑をお受けいたします。
(酒井委員)

石田委員 先ほどの説明とリンクするのだけれども、一部、賃貸契約していたと言いましたね。その関係はその一部賃貸契約されていた人が今回のこのあっせんというのかな、どんな対応をしたのか。

齊藤主幹 元々が前に借りていた方が●●●様で、農業法人の構成員でもあります。自身の個人経営から法人の経営の方、自らも農業法人の構成員でありましたので、そちらの方に賃借権、賃貸借契約として移行したいという申し出が出発点でありました。それで、先月の総会にてほぼ整理がついたのですが、●●●様の件につきましては、相続登記がつい先日、10月になってから相続登記が完了しましたので、その相続登記完了をもって、相続人が決定した。そして、解約しました。そして、新たに農業法人に契約を結びなおすということで、これが一連の流れということで今回上程させていただきました。これで●●●様の分、前回から引き続き、今回をもって●●●様が借りていた農地、自ら持っていた土地も含めてすべて整理がついたことになっております。

職務代理者 他に質疑ありませんか。
(酒井委員)

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第10号につきましては、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで議長を交代します。
暫時休憩します。

《●●●入室》
《暫時休憩、議長交代》

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第11号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第11号「現況証明願い」。
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、
証明について本会の審議を求める。
令和2年10月27日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1、願出人●●●
次のページでございます。
号別1の所在地は、白糠町●●●ほか計15筆、合計面積●●●公簿地
目は「畑、牧場」であります。
土地の所有者は●●●様、願出人も同様であります。願い出理由は地
目変更であります。
以上、号別1の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の峯田委員より調査報
告をお願いいたします。

峯田委員 7番 峯田です。
現況調査の結果について報告します。
10月15日、私と酒井委員、松田委員、中河委員、田代委員の5名にお
いて現地を確認いたしました。
申請地は農地として利用されておらず、原野の様相を呈している状態
で、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長 議案第11号についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第11号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 1 時55分)